

■ 実務者研修受講料補助の対象要件チェックリスト

以下（１）～（７）全ての項目を満たしている必要があります。

申請書ご提出の前に、全てに該当していることをご確認ください。

- （１） 介護職として、「別表１に掲げる介護保険サービス事業」又は「別表２に掲げる障害福祉サービス事業」等のいずれかを行う川崎市内の同一の事業所に、就業開始日（登録ヘルパー等にあつては実働開始日）を起算日として3か月以上継続して就業している。
- （２） （１）の就業を申請時において継続している。
- （３） 実務者研修の修了日が、申請日前１年の期間内である。
- （４） 常勤・非常勤の区分を問わず、（１）に掲げる就業開始日が、平成２８年４月１日以降であり、かつ、申請日前１年の期間内である。
- （５） 就業先である介護保険事業所等の運営法人等に直接雇用されている。  
※ 人材派遣は対象外
- （６） 他に本事業の申請に係る研修費用に対する補助（本事業の補助を含む。）を受けていない。
- （７） 川崎市介護職員初任者研修受講・就労促進事業補助金交付要綱に基づく介護職員初任者研修の受講料補助を受けていない。

※ 特に（４）の条件を満たしていない場合が散見されますので、今一度ご確認をお願いいたします。

別表 1 (対象となる介護保険サービス)

訪問介護

介護予防訪問介護 (第 1 号訪問事業における「介護予防訪問サービス」を含む。)

夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

通所介護

介護予防通所介護 (第 1 号通所事業における「介護予防通所サービス」及び  
「介護予防短時間通所サービス」を含む。)

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

地域密着型通所介護

認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人保健施設

介護療養型医療施設

介護医療院

小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

別表 2 (対象となる障害福祉サービス等)

居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
療養介護
生活介護
短期入所
施設入所支援
自立訓練 (機能訓練)
自立訓練 (生活訓練)
就労移行支援
就労継続支援 A型
就労継続支援 B型
共同生活援助
移動支援